

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第11条の6第4項
許認可等の種類	信用事業を行う連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可
法令の定め	農業協同組合法第11条の6 農業協同組合及び農業協同連合会の信用事業に関する命令38条
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総期間 20 日・ 日 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20 日・ 日 (総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)